

第37号議案

加東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件

加東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年5月15日提出

加東市長 安田正義

加東市条例第 号

加東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

加東市国民健康保険税条例（平成18年加東市条例第52号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免）

20 平成31年度分及び令和2年度分の国民健康保険税であつて、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている国民健康保険税（国民健康保険法第7条に基づく資格の取得日から14日以内に国民健康保険の加入手続が行われなかったため、令和2年1月分以前の国民健康保険税の納期限が令和2年2月1日以降に設定されている場合については、令和2年2月分以降の国民健康保険税とする。）の減免については、次の各号のいずれかに該当する世帯は、第27条第1項に規定する国民健康保険税の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。

- (1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（次号において「新型コロナウイルス感染症」という。）により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下この号において「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のアからウまでのいずれにも該当する世帯
 - ア 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が、前年の当該事業収入等の額の10分の3

以上であること。

イ 世帯の主たる生計維持者の前年の法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額（法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額）の合計額が、1,000万円以下であること。

ウ 減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が、400万円以下であること。

21 前項の場合における第27条第2項の規定の適用については、同項中「提出しなければならない」とあるのは、「提出しなければならない。ただし、市長はこれにより難い事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができる」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第20項及び第21項の規定は、令和2年2月1日から適用する。

第37号議案 要旨

加東市国民健康保険税条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等を支援するため、国民健康保険税の減免について、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免の基準を定めること。（附則第20項関係）
- (2) 附則第20項の規定に基づき減免を行う場合は、減免の申請期限を別に定めることができる規定を定めること。（附則第21項関係）

3 施行期日等 公布の日（令和2年2月1日から適用）

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>附 則</p>	<p>附 則</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免)</u></p> <p><u>20 平成31年度分及び令和2年度分の国民健康保険税であつて、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている国民健康保険税(国民健康保険法第7条に基づく資格の取得日から14日以内に国民健康保険の加入手続が行われなかったため、令和2年1月分以前の国民健康保険税の納期限が令和2年2月1日以降に設定されている場合については、令和2年2月分以降の国民健康保険税とする。)の減免については、次の各号のいずれかに該当する世帯は、第27条第1項に規定する国民健康保険税の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</u></p> <p><u>(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症(次号において「新型コロナウイルス感染症」という。)により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯</u></p> <p><u>(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下この号</u></p>

において「事業収入等」という。)の減少が見込まれ、次のアからウまでのいずれにも該当する世帯

ア 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が、前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 世帯の主たる生計維持者の前年の法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額（法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額）の合計額が、1,000万円以下であること。

ウ 減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が、400万円以下であること。

21 前項の場合における第27条第2項の規定の適用については、同項中「提出しなければならない」とあるのは、「提出しなければならない。ただし、市長はこれにより難い事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができる」とする。

加東市国民健康保険税新型コロナウイルス感染症にかかる減免基準（概要）

【減免額の算定】

- (1) 条例附則第20項第1号に該当する場合 国民健康保険税（以下「保険税」という。）額の全部
- (2) 条例附則第20項第2号に該当する場合（前号に該当する場合を除く。）
表1で算出した対象保険税額に、表2の前年の合計所得金額の区分に応じた減免割合を乗じた額（ $(ア \times イ / ウ) \times (エ)$ ）

【減免額の計算式】

対象保険税額×減額又は免除の割合＝保険税減免額

【表1】

対象保険税額＝ $ア \times イ / ウ$
ア：当該世帯の被保険者全員について算定した保険税額
イ：世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額（減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額）
ウ：被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額

【表2】

前年の合計所得金額	減額又は免除の割合（エ）
300万円以下であるとき	10分の10
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
1,000万円以下であるとき	10分の2

(注1) 世帯の主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額にかかわらず、減額割合を10分の10とする。

(注2) 国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「非自発的失業者」という。）に該当することにより、現行の非自発的失業者の保険税軽減制度の対象となる者については、まず前年の給与所得を100分の30とみなすことにより当該保険税軽減を行うこととし、今回の措置による給与収入の減少に伴う保険税の減免は行わない。

非自発的失業者の給与収入の減少に加えて、その他の事由による事業収入等の減少が見込まれるため、保険税の減免を行う必要がある場合には、次のア及びイにより合計所得金額を算定する。

ア 【表 1】のウの合計所得金額の算定に当たっては、非自発的失業者の保険税軽減制度を適用した後の所得を用いる。

イ 【表 2】の合計所得金額の算定に当たっては、非自発的失業者の保険税軽減制度による軽減前の所得を用いる。

【減免の対象となる保険税】

減免の対象となる保険税は、平成 31 年度分及び令和 2 年度分の保険税であって、令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下同じ。）が設定されているものとする。

なお、資格の取得日から 14 日以内に加入手続が行われなかったため、令和 2 年 1 月分以前の保険税の納期限が令和 2 年 2 月 1 日以降に設定されている場合については、令和 2 年 2 月分以降の保険税とする。